

<h1>高知県公報</h1>	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
	高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号

目 次	ページ
規 則	
◎高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則	7
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課) (5・16掲示)	7
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " ) ( " )	7
◎県税に係る徴収金の収納事務の委託 (税 務 課)	7
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	7
○大規模小売店舗内の店舗面積を基準面積以下とする届出 ( " )	8
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	8
○保安林の指定の予定 ( " )	8
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	8
○基本測量の終了の通知 ( " )	8
○公共測量の実施の通知 ( " )	8
○公共測量の終了の通知 ( " )	8
○地籍調査の事業計画の定め ( " )	8
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	9
○道路の供用開始 ( " )	10
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (建築指導課)	10
◎高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託 (港湾・海岸課)	10
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 (会計管理課)	10
公 告	

○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	10
○農用地利用配分計画の認可 (2件) (農地・担い手対策課)	11
高知県教育委員会告示	
◎高知県天然記念物の指定 (教育委員会事務局文化財課)	11
入札公告	
○一般競争入札 (県立学校授業用パソコン一式の購入) の公告 (総務事務センター)	11
○一般競争入札 (平成28年度導入仮想化サーバの借入れ) の公告 (警察本部会計課)	12

-----  
規 則  
-----

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年5月17日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第36号**  
**高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成8年高知県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第4項中「別記第3号様式」を「別記第3号様式に」に改める。

第10条第1項中「利用料金を」を「利用料金の額を」に、「別記第10号様式」を「知事に対して、別記第10号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第2項中「利用料金を」を「利用料金の額を」に、「別記第11号様式」を「知事に対して、別記第11号様式」に改め、「知事に」を削る。

第13条第1項中「認める場合」を「認めるとき」に、「該当する場合」を「該当するとき」に改め、同項第1号中「高等学校、中学校、小学校又は特別支援学校の生徒又は児童」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒」に改め、同条第2項中「認める場合」を「認めるとき」に、「該当する場合」を「該当するとき」に改め、同条第3項中「あらかじめ」を削り、「観覧料減額(免除)承認申請書を」を「観覧料減額(免除)承認申請書をあらかじめ」に改める。

第14条第1項中「認める場合」を「認めるとき」に、「該当する場合」を「該当するとき」に改める。

第21条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

別記第2号様式注、別記第4号様式の3注及び別記第6号様式注中「許可の権利」を「許可に伴う権利」に改める。

別記第7号様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 この観覧券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

別記第8号様式中「を除く」を「を除きます」に改め、同様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 高校生とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。

2 この観覧券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

3 観覧券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立歴史民俗資料館観覧券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。

4 観覧券(副)は、薄葉紙を用いるものとする(裏カーボンとする。)

別記第9号様式中「を除く」を「を除きます」に改め、同様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 高校生とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。

2 この観覧券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

3 観覧券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立歴史民俗資料館観覧券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。


4 観覧券(副)は、薄葉紙を用いるものとする(裏カーボンとする。)

別記第10号様式及び別記第11号様式を次のように改める。

**第10号様式**（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者 

高知県立歴史民俗資料館利用料金承認申請書

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定により高知県立歴史民俗資料館の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日  
年 月 日

**第11号様式**（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者 

高知県立歴史民俗資料館利用料金変更承認申請書

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第11条第2項の規定により高知県立歴史民俗資料館の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日  
年 月 日

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。



高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第37号****高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に、「利用料金を」を「利用料金の額を」に、「別記第6号様式」を「知事に対して、別記第6号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第2項中「第10条」を「第10条第2項」に、「利用料金を」を「利用料金の額を」に、「別記第7号様式」を「知事に対して、別記第7号様式」に改め、「知事に」を削る。

第8条第1項中「認める場合」を「認めるとき」に、「該当する場合」を「該当するとき」に改め、同項第1号中「高等学校、中学校、小学校又は特別支援学校の生徒又は児童」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒」に改め、同条第2項中「認める場合」を「認めるとき」に改め、同条第3項中「あらかじめ」を削り、「使用料減額（免除）承認申請書を」を「使用料減額（免除）承認申請書をあらかじめ」に改める。

第9条第1項中「認める場合」を「認めるとき」に、「該当する場合」を「該当するとき」に改める。

第13条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

別記第2号様式注及び別記第2号様式の3注中「許可の権利」を「許可に伴う権利」に改める。

別記第3号様式注を削り、同様に備考として次のように加える。

備考 この入館券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

別記第4号様式中「坂本龍馬記念館入館券」を「高知県立坂本龍馬記念館入館券」に、「を除く」を「を除きます」に改め、同様式注を削り、同様に備考として次のように加える。

備考 1 高校生とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。

2 この入館券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

3 入館券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番

号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立坂本龍馬記念館入館券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。

4 入館券（副）は、薄葉紙を用いるものとする（裏カーボンとする。）。

別記第5号様式中「坂本龍馬記念館入館券」を「高知県立坂本龍馬記念館入館券」に、「を除く」を「を除きます」に改め、同様式注を削り、同様に備考として次のように加える。

備考 1 高校生とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。

2 この入館券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

3 入館券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立坂本龍馬記念館入館券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。

4 入館券（副）は、薄葉紙を用いるものとする（裏カーボンとする。）。

別記第6号様式及び別記第7号様式を次のように改める。

**第6号様式**（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



## 高知県立坂本龍馬記念館利用料金承認申請書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により高知県立坂本龍馬記念館の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

## 1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

## 2 利用料金の申請額の根拠

## 3 利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

**第7号様式**（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



## 高知県立坂本龍馬記念館利用料金変更承認申請書

高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例第10条第2項の規定により高知県立坂本龍馬記念館の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

## 1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

## 2 利用料金の変更申請額の根拠

## 3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。



高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第38号**

**高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第10条中「利用料金を」を「利用料金の額を」に改める。

第13条第1項第1号中「高等学校、中学校、小学校又は特別支援学校の生徒又は児童」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒」に改める。

別表備考1中「と、別表第2の2の(1)の表」を「と、条例別表第2の2の(1)の表」に改める。

別記第9号様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 この観覧券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

別記第10号様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 この観覧券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

別記第11号様式中「を除く」を「を除きます」に改め、同様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 高校生とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。

2 この観覧券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

3 観覧券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立美術館観覧券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。

4 観覧券（副）は、薄葉紙を用いるものとする（裏カーボンとする。）。

別記第13号様式中「を除く」を「を除きます」に改め、同様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 高校生とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。

2 この観覧券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

3 観覧券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番

号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立美術館観覧券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。

4 観覧券（副）は、薄葉紙を用いるものとする（裏カーボンとする。）。

別記第14号様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 この入場券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。



高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第39号**

**高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年高知県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第4項中「別記第3号様式」を「別記第3号様式に」に改める。

第10条第1項中「利用料金を」を「利用料金の額を」に、「別記第11号様式」を「知事に対して、別記第11号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第2項中「利用料金を」を「利用料金の額を」に、「別記第12号様式」を「知事に対して、別記第12号様式」に改め、「知事に」を削る。

第13条第1項中「認める場合」を「認めるとき」に、「該当する場合」を「該当するとき」に改め、同項第1号中「高等学校、中学校、小学校又は特別支援学校の生徒又は児童」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒」に改め、同条第2項中「認める場合」を「認めるとき」に、「該当する場合」を「該当するとき」に改め、同条第3項中「あらかじめ」を削り、「観覧料減額（免除）承認申請書」を「観覧料減額（免除）承認申請書をあらかじめ」に改める。

第14条第1項中「認める場合」を「認めるとき」に、「該当する場合」を「該当するとき」に改める。

第21条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

別記第2号様式注、別記第4号様式の3注及び別記第6号様式注中「許可の権利」を「許可に伴う権利」に改める。

別記第7号様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 この観覧券の半券をもって、現金領収証書に代えるものと

する。

別記第8号様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 この観覧券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

別記第9号様式中「を除く」を「を除きます」に改め、同様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 高校生とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。

2 この観覧券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

3 観覧券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立文学館観覧券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。

4 観覧券（副）は、薄葉紙を用いるものとする（裏カーボンとする。）。

別記第10号様式中「を除く」を「を除きます」に改め、同様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 高校生とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。

2 この観覧券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

3 観覧券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立文学館観覧券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。

4 観覧券（副）は、薄葉紙を用いるものとする（裏カーボンとする。）。

別記第11号様式及び別記第12号様式を次のように改める。

**第11号様式**（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者 

高知県立文学館利用料金承認申請書

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により高知県立文学館の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日  
年 月 日

**第12号様式**（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者 

高知県立文学館利用料金変更承認申請書

高知県立文学館の設置及び管理に関する条例第12条第2項の規定により高知県立文学館の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日  
年 月 日

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第40号**

**高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則**

高知県訓練手当支給規則（昭和50年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第20条」を「第22条」に改め、同項第4号中「幼稚園」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）」に、「小学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**告 示**  
-----

**高知県告示第284号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成28年5月16日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

浦尻加入区

**高知県告示第285号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成24年5月高知県告示第335号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成28年5月15日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成28年5月16日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

浦尻加入区

**高知県告示第286号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき県税に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

| 委託した者                    |                   | 委託の内容                  | 委託期間                    |
|--------------------------|-------------------|------------------------|-------------------------|
| 所在地                      | 名称                |                        |                         |
| 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号      | 地銀ネットワークサービス株式会社  | 徴収金の収納事務の取りまとめ         | 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで |
| 東京都千代田区二番町8番地8           | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務 | 〃                       |
| 東京都品川区大崎一丁目11番2号         | 株式会社ローソン          | 〃                      | 〃                       |
| 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号         | 株式会社ファミリーマート      | 〃                      | 〃                       |
| 愛知県稲沢市天池五反田町1番地          | 株式会社サークルKサンクス     | 〃                      | 〃                       |
| 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号       | 山崎製パン株式会社         | 〃                      | 〃                       |
| 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1       | ミニストップ株式会社        | 〃                      | 〃                       |
| 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 | 株式会社ポプラ           | 〃                      | 〃                       |
| 神奈川県横浜市中区日本大通17番地        | 株式会社スリーエフ         | 〃                      | 〃                       |
| 群馬県前橋市亀里町900番地           | 株式会社セーブオン         | 〃                      | 〃                       |

|                       |                  |   |   |
|-----------------------|------------------|---|---|
| 東京都中央区日本橋一丁目1番1号      | 国分グローサーズチェーン株式会社 | 〃 | 〃 |
| 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地 | 株式会社セコマ          | 〃 | 〃 |
| 東京都港区港南一丁目8番27号       | 株式会社しんきん情報サービス   | 〃 | 〃 |

**高知県告示第287号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳
- (2) 届出者の住所  
東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス具同店  
四万十市具同字西五反田2603番ほか
- (4) 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤 隆  
(変更後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳
- (5) 変更年月日  
平成28年4月1日
- (6) 変更理由  
大規模小売店舗の設置者の代表者氏名変更のため

2 届出年月日

平成28年4月22日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
四万十市役所

4 意見書に記載すべき事項  
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革  
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容

**高知県告示第288号**  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。  
平成28年5月17日  
高知県知事 尾崎 正直

1 届出者の名称  
株式会社フジ 代表取締役 尾崎 英雄

2 届出者の住所  
愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

3 大規模小売店舗の名称及び所在地  
バルティ・フジ中村ショッピングセンター  
高知県四万十市中村大橋通七丁目6番27号

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成28年4月18日

**高知県告示第289号**  
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成28年5月17日  
高知県知事 尾崎 正直

1 解除予定に係る保安林の所在場所  
幡多郡大月町泊浦字弦場山409・411の1（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第290号**  
次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
平成28年5月17日  
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

安芸郡芸西村西分字長谷寄甲5069の24から甲5069の27まで

2 指定の目的  
潮害の防備

3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び芸西村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第291号**  
国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成28年4月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。  
平成28年5月17日  
高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類  
基本測量（一等磁気測量）

2 作業期間  
平成28年5月9日から平成29年3月31日まで

3 作業地域  
室戸市

**高知県告示第292号**  
国土交通省国土地理院長から平成27年3月高知県告示第128号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成28年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。  
平成28年5月17日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第293号**  
国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年4月27日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
平成28年5月17日  
高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類  
公共測量（国土調査補助基準点測量）

2 作業期間  
平成28年5月9日から平成29年3月31日まで

3 作業地域  
高知市

**高知県告示第294号**  
高知県幡多土木事務所宿毛事務所長から平成27年10月高知県告示第616号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成28年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
平成28年5月17日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第295号**  
国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度における地籍調査の事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。  
平成28年5月17日  
高知県知事 尾崎 正直

| 調査を行う者の名称 | 調査地域                                                  | 調査期間    |
|-----------|-------------------------------------------------------|---------|
| 高知市       | 高知市長浜、横浜、瀬戸東町一丁目及び瀬戸東町三丁目の各一部並びに瀬戸、瀬戸一丁目、瀬戸二丁目及び十津二丁目 | 平成28年度中 |
| 室戸市       | 室戸市室戸岬町及び佐喜浜町の各一部                                     | 〃       |
| 安芸市       | 安芸市伊尾木、舞川及び古井の各一部                                     | 〃       |
| 南国市       | 南国市黒滝、宍崎、久枝、大埴及び下島の各一部                                | 〃       |
| 土佐市       | 土佐市宇佐町宇佐、新居及び甲原の各一部                                   | 〃       |
| 須崎市       | 須崎市上分乙及び桑田山甲の各一部                                      | 〃       |
| 宿毛市       | 宿毛市宿毛の一部                                              | 〃       |
| 土佐清水市     | 土佐清水市有永及び三崎の各一部                                       | 〃       |
| 四万十市      | 四万十市初崎、名鹿、古津賀、佐岡及び横瀬の各一部                              | 〃       |



|      |                                                             |   |
|------|-------------------------------------------------------------|---|
| 香南市  | 香南市野市町中ノ村、野市町東野、野市町土居、野市町下井、赤岡町西部、吉川町古川及び吉川町吉原の各一部          | 〃 |
| 香美市  | 香美市土佐山田町西又、香北町有瀬、香北町谷相、物部町大橋、物部町柳瀬、物部町押谷及び物部町安丸の各一部並びに香北町東山 | 〃 |
| 東洋町  | 安芸郡東洋町野根の一部                                                 | 〃 |
| 奈半利町 | 安芸郡奈半利町野口山、若杉、立花及び奥宮                                        | 〃 |
| 安田町  | 安芸郡安田町安田、唐浜、中ノ川の各一部                                         | 〃 |
| 北川村  | 安芸郡北川村久木、弘瀬及び菅ノ上の各一部並びに安倉                                   | 〃 |
| 馬路村  | 安芸郡馬路村馬路の一部                                                 | 〃 |
| 芸西村  | 安芸郡芸西村西分、久重及び馬ノ上の各一部                                        | 〃 |
| 本山町  | 長岡郡本山町北山の一部                                                 | 〃 |
| 大豊町  | 長岡郡大豊町北川及び角茂谷の各一部                                           | 〃 |
| 土佐町  | 土佐郡土佐町田井及び境の各一部                                             | 〃 |
| いの町  | 吾川郡いの町加田、小川縦ノ木山、中追、清水上分、清水下分、大森、寺川及び高藪の各一部                  | 〃 |
| 中土佐町 | 高岡郡中土佐町久礼の一部                                                | 〃 |
| 佐川町  | 高岡郡佐川町甲、乙、加茂、岩目地、永野、二ツ野及び四ツ白の各一部                            | 〃 |
| 越知町  | 高岡郡越知町鎌井田日ノ浦、鎌井田                                            | 〃 |

|        |                        |   |
|--------|------------------------|---|
|        | 清助、横島北及び南ノ川の各一部        |   |
| 四万十町   | 高岡郡四万十町秋丸、南川口及び天ノ川の各一部 | 〃 |
| 大月町    | 幡多郡大月町芳ノ澤及び周防形の各一部     | 〃 |
| 黒潮町    | 幡多郡黒潮町有井川、市野々川及び川奥の各一部 | 〃 |
| 芸東森林組合 | 室戸市羽根町の一部              | 〃 |

**高知県告示第296号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成28年5月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 春野赤岡
- 3 道路の区域

| 区 間                                      | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 香南市吉川町古川字六兵衛781番1から香南市吉川町古川字龍山前東高見25番3まで | 前      | 8.2<br>10.9     | 620           |
|                                          | 後      | 10.0<br>23.3    |               |

**高知県告示第297号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成28年5月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 龍河洞公園

3 道路の区域

| 区 間                                             | 変更前後の別 |   | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------------------------------------|--------|---|-----------------|---------------|
|                                                 | 前      | 後 |                 |               |
| 香美市土佐山田町佐古藪字イゲノ丸269番8から香美市土佐山田町佐古藪字サマノシン387番1まで | A      |   | 7.4<br>22.5     | 128           |
|                                                 | B      |   | 8.3<br>17.9     |               |
| 香美市土佐山田町佐古藪字イゲノ丸266番5から香美市土佐山田町佐古藪字サマノシン387番1まで |        | 後 | 7.4<br>22.5     | 128           |

**高知県告示第298号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成28年5月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸物部
- 3 道路の区域

| 区 間                            | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 安芸市井ノ口字一ノ宮ノ南甲1338番1から安芸市井ノ口字北岡 | 前      | 4.1<br>4.8      | 46            |
|                                |        | 4.1             |               |

|           |   |          |    |
|-----------|---|----------|----|
| 甲1585番1まで | 後 | ）<br>9.8 | 46 |
|-----------|---|----------|----|

**高知県告示第299号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年5月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 龍河洞公園
- 3 道路の区域

| 供用開始区間                                              | 延長<br>(メートル) | 供用開始年月日    |
|-----------------------------------------------------|--------------|------------|
| 香美市土佐山田町佐古藪字イゲノ丸269番8から<br>香美市土佐山田町佐古藪字サマノシン387番1まで | 128          | 平成28年5月17日 |

**高知県告示第300号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。  
平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

| 起 点             | 終 点             | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-----------------|-----------------|---------------|---------------|
| 南国市篠原字荒神前1342番口 | 南国市篠原字南大窪1715番3 | 27.00         | 170.00        |
|                 |                 | ）<br>29.00    |               |

**高知県告示第301号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知港、須崎港、下田港及び宿毛湾港の港湾区域及び臨港地区内における港湾施設に係る使用料の徴収事務（測定事務を除く。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。  
平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

| 港湾名  | 港湾施設名                                                     | 委託した者           |              | 委託期間                    |
|------|-----------------------------------------------------------|-----------------|--------------|-------------------------|
|      |                                                           | 所在地             | 名称           |                         |
| 高知港  | 港町地区、潮江地区、若松町地区、弘化台地区、北タナスカ地区、仁井田地区及び三里地区の港湾施設            | 高知市仁井田字新港4700番地 | 高知ファズ株式会社    | 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで |
| 須崎港  | 係留施設、野積場、荷さばき地、荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地 | 須崎市港町81番3       | 一般社団法人須崎埠頭協会 | 〃                       |
| 下田港  | 係留施設、野積場、荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設の用地以外の港湾施設用地並びにその他の港湾用地       | 四万十市下田1910番地15  | 下田海運協同組合     | 〃                       |
| 宿毛湾港 | 宿毛湾港片島地区の係留施設、野積場及び港湾環境整備施設                               | 宿毛市片島1番77号      | 片島地区長 橋本 邦彦  | 〃                       |
|      | 宿毛湾港大島地区の係留施設及び野積場                                        | 宿毛市大島6番24号      | 大島地区長 松田 雄三  | 〃                       |

|                     |                   |              |   |
|---------------------|-------------------|--------------|---|
| 宿毛湾港小筑紫地区の係留施設及び野積場 | 宿毛市小筑紫町小筑紫104番16号 | 小筑紫地区長 小海 苗実 | 〃 |
|---------------------|-------------------|--------------|---|

**高知県告示第302号**

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名  
(変更前) 高知市南はりまや町一丁目1-1  
株式会社四国銀行  
取締役頭取 野村 直史  
(変更後) 高知市南はりまや町一丁目1-1  
株式会社四国銀行  
取締役頭取 山元 文明
- 2 変更年月日  
平成28年4月1日

-----  
**公 告**  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市五台山南部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所  
(退任) 理事 大野 幸彦 高知市五台山3055番地  
(就任) 理事 大野 正彦 高知市五台山2929番地

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山田堰井筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所  
(退任) 理事 濱田 庄平 南国市金地567番地

(就任)  
理事 北村 孝俊 南国市立田682番地

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1) ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高知市高須砂地197番地  
澤本 和男  
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高知市高須砂地207番1及び248番1並びに高須字長場江塩田南ノ丸313番4、313番5、334番2、334番3、334番5、339番2、339番3及び339番4
- (2) ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高知市大津乙479番地  
山添 真次郎  
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高知市大津字久武甲749番、字依光甲804番1及び字古門乙1304番1
- (3) ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高知市春野町東諸木625番地  
岩田 卓雄  
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高知市春野町東諸木字弘方西4598番

2 認可年月日  
平成28年5月17日

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
四万十市具同4766番地  
浜田 信幸
- (2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
四万十市楠島字近沢田59番及び字名連108番

2 認可年月日  
平成28年5月17日

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第3号

高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）第30条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を高知県天然記念物に指定したので、同条第2項において準用する同条例第4条第4項の規定により告示する。

平成28年5月17日

高知県教育長 田村 壯児

名称	指定地域		所有者
	地名	区域	
白髪山八反奈路根下がりヒノキ群生地	長岡郡本山町七戸	口白髪山国有林22林班ほ、と小班内15.7ヘクタール	農林水産省

入札公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
県立学校授業用パソコン一式 9組
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 購入物品の納入期限  
平成29年3月16日
- (4) 購入物品の納入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県会計管理局総務事務センター  
電話番号088-823-9788
- (2) 入札説明書の交付方法  
平成28年5月17日（火）から同年6月27日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成28年7月29日（金）午前10時  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成28年7月28日（木）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。  
イ 場所  
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会

<p>計管理局作業室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成28年6月27日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成28年6月27日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p>	<p>(9) 契約の締結 この入札公告に示した物品の購入契約の締結に当たっては、高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により高知県議会の議決を要するため、落札者の決定後に仮契約を締結し、当該議決を得た後、県が落札者に対して当該仮契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約として確定する。</p> <p>(10) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(11) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: 9 complete sets of personal computers for classroom use at prefectural schools</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 27 June 2016</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Friday 29 July 2016</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Thursday 28 July 2016</p> <p>(5) Contact: General Affairs Center, Treasury Kochi Prefectural Government 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9788</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 平成28年5月17日 高知県警察本部長 上野 正史</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品の名称及び数量 平成28年度導入仮想化サーバ 一式</p> <p>(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 借入物品の借入期間 平成28年10月1日から平成33年9月30日まで</p> <p>(4) 借入物品の借入場所 高知県警察本部</p> <p>(5) 入札方法 ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札書に記載すること。</p>	<p>イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。</p> <p>(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号088-826-0110（内線2252）</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成28年5月17日（火）から同年6月27日（月）まで（日</p>
--	--	--

<p>曜日及び土曜日を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札事前説明会の日時及び場所 ア 日時 平成28年6月3日(金)午前11時 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部4階 403会議室</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成28年7月5日(火)午後1時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成28年7月4日(月)午後5時までに(1)の交付場所に到着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部4階 403会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を平成28年6月27日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p>	<p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成28年6月14日(火)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: 2016 introduction virtualization server 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 14 June 2016</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Tuesday 5 July 2016</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 4 July 2016</p> <p>(5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>	
--	--	--